2.1　一シリンダー当たりの容積が三十リットル未満の船舶用ディーゼル機関については、海上試験期間は、十八箇月を超えないものとする。追加の期間が必要である場合には、主管庁は、追加の十八箇月の期間の更新を一回に限り認めることができる。

2.2　一シリンダー当たりの容積が三十リットル以上の船舶用ディーゼル機関については、船舶の試験期間は、五年を超えないものとし、いずれの中間検査においても許可を行った主管庁による進捗状況の検証を必要とする。一の許可は、この検証に基づき、試験が当該許可に係る条件を遵守しなかった場合又は当該技術若しくはプログラムが船舶からの排出の削減及び規制において有効な結果を生ずる見込みがないと決定された場合には、撤回することができる。検証を行った主管庁が特定の技術又はプログラムの試験を実施するために追加の期間が必要であると決定する場合には、一の許可は、五年を超えない追加の期間につき更新することができる。

海底鉱物資源に関する活動からの排出

3.1　海底鉱物資源の探査及び開発並びにこれらに関連して行われる沖合における加工から直接に生ずる排出については、条約第二条(3)(b)(ii)の規定に沿って、この附属書を適用しない。当該排出には、次のものを含む。

3.1.1　海底鉱物資源の探査及び開発並びにこれらに関連して行われる沖合における加工のみの結果直接に得られる物質を焼却することから生ずる排出。その焼却には、少なくとも、炭化水素の燃焼、坑井の仕上げ作業及び坑井試験の時に生ずる土砂、泥水及び坑井刺激物質の焼却並びに不良な状態から生ずる燃焼を含む。

3.1.2　掘削泥水及び土砂によりもたらされる気体及び揮発性化合物の放出

3.1.3　海底鉱物の処理、取扱い及び貯蔵のみに直接関連する排出

3.1.4　海底鉱物資源の探査及び開発並びにこれらに関連して行われる沖合における加工のために専ら使用される船舶用ディーゼル機関からの排出

3.2　主管庁が承認する場合には、第十八規則に定める要件は、生産され、その後燃料として現地において使用される炭化水素については適用しない。

第四規則　同等物

1　締約国の主管庁は、船舶に取り付けられるいずれかの取付け物、材料、器具若しくは装置又は他の手続、代替燃料油若しくは遵守の方法が、排出の削減の観点から、この附属書の要求するもの（第十三規則及び第十四規則に定めるいかなる基準も含める。）と少なくとも同等の実効性を有する場合には、これらの取付け物、材料、器具若しくは装置又は他の手続、代替燃料油若しくは用いられた遵守の方法を、この附属書の要求するものの代替物として認めることができる。

2　いずれかの取付け物、材料、器具若しくは装置又は他の手続、代替燃料油若しくは用いられた遵守の方法をこの附属書の要求するものの代替物として認める締約国の主管庁は、その細目を国際海事機関に通報するものとし、同機関は、締約国がその通報を了知し、及び必要に応じ適当な措置をとるよう、締約国に対しその通報を回章に付する。

3　締約国の主管庁は、この規則に定める同等物に関する国際海事機関が作成する関連するいかなる指針についても考慮すべきである。

4　1に定める同等物の使用を認める締約国の主管庁は、自国の環境、人の健康、財産若しくは資源又は他の締約国のこれらのものを害さないよう、又はこれらのものに損害を与えないよう努める。

第二章　検査、証明及び規制の方法

第五規則　検査

1　総トン数四百トン以上のすべての船舶及び固定され、又は浮いている掘削装置その他のプラットフォームは、次に定める検査を受ける。

1.1　船舶の就航前又は第六規則に規定する証書が初めて発給される前に行われる最初の検査。この検査は、設備、装置、取付け物、配置及び材料がこの附属書に定める関係要件に完全に適合することを確保するものとする。

1.2　第九規則2、5、6又は7の規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査。この更新検査は、設備、装置、取付け物、配置及び材料がこの附属書に定める関係要件に完全に適合することを確保するものとする。

1.3　証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内又は三回目の検査基準日の前後三箇月以内に行う中間検査。この中間検査については、1.4に定める年次検査の一に代えて行うものとし、設備及び配置がこの附属書に定める関係要件に完全に適合しており、かつ、良好な作動状態にあることを確保するものとする。この検査を行った場合には、第六規則又は第七規則の規定に基づいて発給される証書に裏書をする。

1.4　証書の検査基準日の前後三箇月以内に行う年次検査（1.1の設備、装置、取付け物、配置及び材料についての一般的な検査を含む。）。この年次検査は、設備、装置、取付け物、配置及び材料が4の規定に従って維持され、かつ、船舶の予定された用途に適合することを確保するものとする。この検査を行った場合には、第六規則又は第七規則の規定に基づいて発給された証書に裏書をする。

1.5　状況に応じて行う全般的又は部分的な追加検査。この追加検査は、4に規定する重大な修繕若しくは取替えが行われた場合又は5に規定する調査の結果に基づき修繕が行われた場合には、必要な修繕又は取替えが実効的に行われたこと、その修繕又は取替えの材料及び工作がすべての点において満足なものであること並びに船舶がすべての点においてこの附属書の附属書件に適合することを確保するものとする。

2　主管庁は、総トン数四百トン未満の船舶について、この附属書の関係規定に適合することを確保するため適当な措置をとることができる。

3　この附属書の実施に関する船舶の検査は、主管庁の職員が行う。

3.1　もっとも、主管庁は、自己の指名する検査員又は自己の認定する団体に検査を委託することができる。認定された団体は、国際海事機関が採択する指針を遵守する。

3.2　船舶用ディーゼル機関及び設備が第十三規則に適合しているか否かについての検査は、二千八年に改正された窒素酸化物に関する技術規則に従って行う。

3.3　指名された検査員又は認定された団体は、設備の状態が実質的に証書の記載事項どおりでないと認める場合には、是正措置がとられることを確保するものとし、主管庁に正式に通報する。主管庁は、是正措置がとられない場合には、証書を回収する。船舶が他の締約国の港にあるときは、寄港国の当局にも速やかに通報する。主管庁の職員、指名された検査員又は認定された団体が寄港国の当局に通報した場合には、寄港国の政府は、これらの職員、検査員又は団体に対し、この第五規則の規定に基づく義務の遂行に必要な援助を与える。

3.4　主管庁は、あらゆる場合において、検査の完全性及び実効性を十分に保証するものとし、この義務の履行のため必要な措置を確保するものとする。